

指定就労継続支援B型事業所 管理者 様
(岐阜市指定の事業所を除く)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和8年度報酬改定に伴う基本報酬の算定区分に関する届出書の提出について（依頼）

令和7年度指定障害福祉サービス事業所等集団指導においてご説明しましたとおり、令和8年度報酬改定において就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しが行われます。

つきましては、下記により、令和8年6月15日（月）までに、令和8年6月以降の基本報酬の算定区分に関する届出書を提出してください。

記

1 届出内容

令和8年6月以降の基本報酬区分

※ 別添資料①を参考に、令和6年度改定前後で基本報酬区分を比較のうえ提出してください。

2 届出書類 ※郵送によりご提出ください。

① 体制様式（届出書）介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

② 体制様式（総括表）各障害福祉サービス事業ごとの介護給付費等の算定に係る体制等状況総括表

③ （別紙）就労継続支援B型に係る基本報酬の算定に関する届出書

※ 様式は県ホームページに掲載しておりますので、ご活用願います。

URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/490408.html>

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算等により体制届（異動年月日：令和8年6月1日）を提出済みの事業所についても、大変お手数ですが①～③全ての届出書類を郵送いただきますようお願いいたします。

3 届出書の提出が不要となる場合の対応について

以下のア～ウのいずれかに該当する事業所は、令和8年6月以降も「令和8年4月・5月分」の基本報酬区分が引き続き適用されるため、前記2の届出書類の提出は不要です。

別添「(様式案内) 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する報告書」に従い、届出不要なことを示す書類（同報告書）等を郵送してください。

	区分	届出書の提出が不要となる条件
ア	令和5年4月以前に指定を受けた事業所	「令和6年3月の基本報酬区分」から「令和6年4月の基本報酬区分」が変わらない、又は下がっている場合 【根拠書類】 令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類 (例：介護給付費・訓練等給付費等明細書)
イ	令和5年5月から令和6年3月までに指定を受けた事業所	「区分八」が適用される経過措置期間によって、比較する月が異なります。別添資料①で比較する月を確認してください。 【根拠書類】 経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分が分かる書類 (例：介護給付費・訓練等給付費等明細書)
ウ	令和8年4・5月の基本報酬区分が以下に該当する場合 ・1万円以上1万5千円未満 ・1万円未満 ・なし（経過措置対象）	—

※ 令和6年4月以降に指定を受けた事業所において、ウに該当しない場合は、前記2の届出書類を提出してください。(令和8年6月以降新たな基本報酬区分の対象になります)

4 届出先

- (1) 岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）
に所在する指定事業所
→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所 地域福祉第二係
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟4階
- (2) 上記（1）以外の指定事業所
→ 岐阜県健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁12階